

事務事業	21	新宿区児童手当					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	04	子育て支援の推進					
事業内容							
目的	子育て中の家庭の経済的負担感を軽減し、新宿区を子育てしやすいまちにするとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。						
対象・手段	中学生（12歳到達後最初の4月1日から15歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育する世帯に、国の児童手当に準じた一人あたり5,000円の手当を支給します。						
成果（事業が意図する成果）							
子育て中の家庭への経済的支援を行うことで、子どもを安心して育てられる環境を整えます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
新宿区児童手当受給率		新宿区児童手当の受給対象児童に対する受給児童の割合（受給児童 / 受給対象児童）			（平成19年度）に （100%）の水準達成		
					（ ）年度に （ ）の水準達成		
					（ ）年度に （ ）の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値 1	%	0.00	0.00	70.00	100.00	18年度は、目標値を70%に設定。
	実績 1	%	0.00	0.00	41.10	77.31	
	= /	%	0.00	0.00	58.71	77.31	
	目標値 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成18年度	中学生（12歳到達後最初の4月1日から15歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育する世帯に、児童手当（国制度）に準じた一人あたり5,000円の手当を支給します。 受給者数：8,920人						
平成19年度	中学生（12歳到達後最初の4月1日から15歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育する世帯に、児童手当（国制度）に準じた一人あたり5,000円の手当を支給します。 受給者数：9,273人						

部名称		子ども家庭部			課名称		子どもサービス課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	0	0	98,524	129,210		
	人件費	千円	0	0	24,840	24,780		
	事務費	千円	0	0	0	0		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	0	0	123,364	153,990		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	0	0	123,364	153,990		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	123,364	153,990		
	特定財源		0	0	0	0		
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	100.00	100.00		
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	3.00	3.00		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>新宿区児童手当の制度を知らないことによる手当の支給もれがないよう、機会のあるごとに制度周知を行う必要があります。</p>								
評価基準に基づく評価と理由 「3.2.1」の3段階評価です。	達成度	2	18年度からの事業実施にあたり、広報紙の掲載や中学校への周知など計画的に区民にお知らせして、制度の利用を促進しています。受給率を上げることが今後の課題です。					
	実施の成果	3	中学生を養育する家庭に対して特に使途を限定しない子育てにかかる様々な費用を公的に負担することは、23区内でも数少なく、経済的支援として区民の不安を解消する成果をあげています。					
	効率性	3	対象児童数延32,000人に対し、窓口での申請のほか電子申請での受付を推進するなど必要最小限の人員及び事業費にて効率的に事業実施しています。					
	行政の関与	3	少子化が進行する中、次世代を担う子どもを育成するために、行政が子育てを支援していくことが必要です。					
	妥当性	3	子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てを区民全体で支えるという観点から、児童手当の対象年齢を中学生に拡大したことは、国制度の児童手当と連続性を持たせ、国の施策展開に先駆的役割を果たしています。					
	施策寄与度	3	18年度から開始した事業ですが、新宿区児童手当の受給対象児童に対する受給割合は、19年度で77.31%となっています。この事業については、「子育て支援の推進」の達成に向けた経済的支援サービスとして寄与しています。					
総合評価	平成19年度は、18年度に比較し受給率が大幅に伸びたため、総合評価をBとしました。過去2年間の実績ではBと評価します。新宿区児童手当が、特に使途を限定しない子育て家庭への経済的支援として一定の効果をあげていることは評価できます。今後は手当の受給率を上げていくために、制度の周知方法を工夫するなど、対応していく必要があります。						B	
							過年度評価	
改革方針							18年度 B	
							17年度	
						16年度		
						15年度		
						方向性		
						1		
<p>今後は経常事業「児童手当等」として、引き続き取り組んでいきます。より多くの区民に新宿区児童手当の制度を活用してもらうために、周知方法等を検討し受給率の向上を目指します。</p>						現状のまま継続		